新型コロナ感染者が発生した場合のグリーン・ゾーン認証の取扱い基準

利用者の 特定・不特定	感染者	公表	認証取扱い		
			主原因施設側		主原因利用者側
			故意又は重過失	過失	
不特定 （利用者名簿なし）	→	公衆衛生上の観点から 店名公表	取消（店名を公表）	改善指導 ※１　※２	GZ継続 （施設側に対応不備があった場合、改善指導　※２）
特定 （利用者名簿あり）	５名以上 （クラスターに相当）	事案公表	取消（店名を公表）	改善指導 ※１　※２	GZ継続 （施設側に対応不備があった場合、改善指導　※２）
	２名以上 ４名以下	×	改善指導 ※１　※２		GZ継続 （施設側に対応不備があった場合、改善指導　※２）

※１　改善指導に応じない場合、取消(店名公表)

※２　誓約書提出

（具体例）

主原因施設側（故意又は重過失）　：感染拡大の原因とされる事項について、過去、誓約書を提出している場合など

主原因施設側（過失）　：施設側の不注意により座席の対人距離不足、換気不足など

主原因利用者側　：大声での会話、マスク会食不徹底、お酌や回し飲み、長時間の利用など

施設側に対応不備があった場合　：大声、マスク会食、お酌、回し飲み、長時間の利用への注意喚起不足など

※１週間後の６月２１日から施行する。

別紙１